

通所介護事業所における出張所等（サテライト事業所）の設置について

平成 27 年 12 月 11 日

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものですが、例外的に、職員管理の一元的な運用や主たる事業所（以下「本体事業所」という。）と出張所等（以下「サテライト事業所」という。）との間の相互支援体制が確保されているなどの一定の要件を満たす場合は、本体事業所に含めて指定することができる取扱いとなっています。

このたび、滋賀県指定の通所介護事業所について、サテライト事業所の設置要件を整理しましたので、平成 28 年 4 月 1 日以降については、以下の要件を満たす事業所に限り、サテライト事業所の設置を認めることとします。

1 設置要件

(1) 設置場所

本体事業所と同一市町あるいは隣接または近接する市町（大津市を除く滋賀県内に限る）に設置するものであって、本体事業所から自動車等による移動に要する時間がおおむね 20 分未満であること。

(2) 利用定員

本体事業所の利用定員が 19 人以上であること。

サテライト事業所の利用定員が 18 人以下であること。

(3) 設置できる数

一の本体事業所につき、原則として 1 箇所

(4) 運営上の要件

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

2 サテライト事業所の人員基準

サテライト事業所は、事業所の単位の一つとして人員基準を適用する。

管理者	事業所ごとに常勤専従で 1 人 (本体+サテライトで 1 人)
生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で 1 人以上 ※本体+サテライトで 1 人でも可だが、サテライトにおいても利用者の相談・援助等が行える体制を整えること。

看護職員	事業所の利用定員が11人以上の場合、単位ごとに専従で1以上 ①提供日ごと、単位ごとに1人を必要時間数配置 ②提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携体制を確保 ※事業所の利用定員が11人以上となるため、サテライトの定員が10人以下でも営業日ごとに必要時間数配置する必要がある。この場合、本体とサテライトの掛け持ち可。
介護職員	①単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ・利用者15人以下：1人以上 ・利用者16人以上18人以下：2人以上 ②単位ごとに常時1人以上配置
機能訓練指導員	事業所ごとに1人以上（必要時間数） ※本体＋サテライトで1人でも可だが、サテライトにおいても適切に機能訓練が行える体制を整えること。

3 設備基準

サテライト事業所単独で、設備基準を満たすこと。

（食堂・機能訓練室（サテライト事業所の定員×3㎡）、静養室、相談室、事務室等）

4 設置の手続き

サテライト事業所の設置については**事前協議制**としますので、設置予定日（原則月の初日）の**前々月の末日まで**に、本体事業所の所在地を所管する健康福祉事務所（草津市・栗東市・守山市・野洲市の場合は県庁医療福祉推進課）に事前連絡の上、以下の必要書類を持参してください。

（1）指定関係書類

ア 変更届出書（様式第3号）（変更事項：6・10）

イ 付表6-2（通所介護・介護予防通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項）

ウ 添付書類

① 従業者の勤務体制等の書類（参考様式1）

※本体事業所分とサテライト事業所分を区分して記載してください。

② サテライト事業所の平面図

③ 事業所の設備等に係る項目一覧表（参考様式5）

④ 運営規程、重要事項説明書

※ 本体事業所の運営規程に、サテライト事業所の内容を記載（追記）してください。（サテライト単独の運営規程は不要です。）

※ サテライト事業所の名称については、本体事業所のサテライト事業所であることを明確にしてください。

（例）滋賀県長寿デイサービスセンター ▲▲サテライト or ▲▲支所 等

⑤ サービス提供実施単位一覧表（参考様式7）

- ⑥ 当該申請に係る資産の状況（サテライト事業所（不動産）にかかる登記事項証明書、賃貸借契約書等の写し）
 - ⑦ 本体事業所、サテライト事業所および関連する事業所の組織図
 - ⑧ 本体事業所とサテライト事業所間の移動距離および所要時間の根拠となる資料（地図等）
 - ⑨ 従業者の雇用契約書等の写し（既存事業所からの移行ではなく、新規にサテライト事業所を設置する場合のみ）
- ※ 上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

（２）介護報酬関係書類

- ア 介護給付費算定届連絡先
- イ （別紙２）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ウ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）
（※居宅サービス：別紙１、介護予防サービス：別紙１－２）
- エ 加算ごとに必要な添付書類

（３）既存事業所をサテライト事業所へ移行する場合

- ア 事業の廃止届出書（様式第４号）

＜参考＞ 介護報酬関係

以下については、現在の算定基準等に基づき整理したものであり、今後厚生労働省からQ&A等が示された場合は、変更される可能性があります。

加算名等	要件等
地域区分	サテライト事業所の所在する地域区分の単価で算定
基本サービス費 （事業所規模による区分）	前年度の１月当たりの平均利用延人員数 <ul style="list-style-type: none"> ● 750人以下・・・通常規模型 ● 750人超え900人以下・・・大規模型（Ⅰ） ● 900人超え・・・大規模型（Ⅱ） →本体とサテライトの利用者数を合算して計算
中重度者ケア体制加算 認知症加算	①基準の人員に加え介護職員等を常勤換算２以上確保 →本体とサテライトの介護職員等を合算して計算 ②要介護３以上／日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合 →本体とサテライトの利用者を合算して計算 ③専従の看護職員／認知症関連研修修了者 →サービス提供時間帯を通じてサテライト事業所に １名以上配置

個別機能訓練加算Ⅰ	サービス提供時間帯を通じて専従する常勤の機能訓練指導員の配置 →サテライト事業所に1名以上
個別機能訓練加算Ⅱ 運動器機能向上加算	専従の機能訓練指導員の配置（必要時間数） →サテライト事業所に1名以上
栄養改善加算	管理栄養士の配置（必要時間数） →サテライト事業所に1名以上
口腔機能向上加算	言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員の配置（必要時間数） →サテライト事業所に1名以上
サービス提供体制強化加算	介護福祉士・勤続年数3年以上の者の占める割合 →本体とサテライトの介護職員・直接処遇職員を合算して計算